

国立大学法人東京農工大学寄附金受入規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学寄附金受入規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学寄附金受入規程 平成 16 年 4 月 7 日 16 経教規程第 60 号</p> <p>第 1 条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 「寄附金」とは、本学の業務の実施を財産的に支援することを目的として寄附される国立大学法人東京農工大学会計規則第 17 条第 1 項に定める現金及び小切手をいう。</p> <p>二 省略</p> <p>第 3 条～第 9 条 省略 (現行どおり)</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第 1 条 省略 (現行どおり)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 「寄附金」とは、本学の業務の実施を財産的に支援することを目的として寄附される国立大学法人東京農工大学会計規則第 17 条第 1 項に定める現金及び小切手をいう。 <u>ただし、基金として受け入れるものを除く。</u></p> <p>二 省略</p> <p>第 3 条～第 9 条 省略 (現行どおり)</p> <p>附 則 省略 (現行どおり)</p> <p><u>附 則 (平成 25 年 10 月 28 日経教規程第 43 号)</u> <u>この規程は、平成 25 年 10 月 28 日から施行し、平成 25 年 9 月 20 日から適用する。</u></p>	